別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指導区分 | 事後措置基準 | |
| 生活規正 | 医療 |
| Ａ１ | 休暇又は休職の方法で療養に必要な期間勤務させない。 | 医師の指示により、必要な医療を受ける。 |
|  | 必要に応じ次の措置をとること。 |  |
|  | １　深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせない。また出張は原則として命じない。 |  |
| Ｂ１ | ２　始業及び終業時間を各１時間繰り下げ及び繰り上げる。又は終業時間を２時間繰り上げる。 | 同上 |
| ３　業務量の軽減等の措置を講ずるとともに、必要に応じ勤務場所又は職務の変更等を行う。 |
|  | ＊上記２は時間単位の療養休暇によるものであり、３か月を超えない範囲内においてその必要な期間（時間単位）が認められる。ただし、学校長が必要と認めるときは、さらに３か月の範囲内で延長が可能である。なお、期間延長が可能となる者は後保護を実施した者とする。 |  |
|  | 必要に応じ次の措置をとること。 |  |
|  | １　深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせない。また出張は原則として命じない。 |  |
| Ｂ２ | ２　始業及び終業時間を各１時間繰り下げ及び繰り上げる。又は終業時間を２時間繰り上げる。 | ３か月に１回以上医師による経過観察並びに指導を受ける。 |
| ３　業務量の軽減等の措置を講ずるとともに、必要に応じ勤務場所又は職務の変更等を行う。 |
|  | ＊上記２は時間単位の療養休暇によるものであり、３か月を超えない範囲内においてその必要な期間（時間単位）が認められる。 |  |
|  | 必要に応じ次の措置をとること。 |  |
| Ｃ１ | １　超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせない。又はこれらの勤務を制限する。 | 医師の指示により、必要な医療を受ける。 |
|  | ２　出張はできる限り少なくする。 |  |
| Ｃ２ | 同上 | ６か月に１回以上医師による経過観察並びに指導を受ける。 |
| Ｄ１ | 勤務に制限を加えない。 | 医師の指示により、必要な医療を受ける。 |
| Ｄ２ | 同上 | ６か月に１回以上医師による経過観察並びに指導を受ける。 |
| Ｄ３ | 同上 | 医療又は、検査等の措置を必要としない。 |